上海府地区町づくり推進委員会会則

昭和60年4月10日制定 平成9年7月22日改正 平成10年4月1日改正 平成11年4月1日改正 平成13年4月1日改正 平成17年4月8日改正 平成19年4月25日改正 平成24年2月26日改正 平成27年4月19日改正 平成29年4月22日改正 平成31年4月20日改正 中成31年4月1日改正 令和4年4月1日改正

(目的)

第1条 本会は、村上市上海府地域のまちづくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上海府地区町づくり推進委員会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、上海府地域コミュニティセンター(村上市柏尾2812番地 2)に置く。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
 - (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
 - (3) 住民生活の安全及び安心に関すること。
 - (4) 環境の保全及び改善に関すること。
 - (5) 地域資源の有効活用に関すること。
 - (6) 地域の産業振興に関すること。
 - (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
 - (8) その他特に必要なまちづくりに関すること。

(構成員)

第5条 本会は、上海府地域に居住する者及び上海府地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 専門部会長 各1人
 - (4) 監事 2人
- 2 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し総会の承認を得る。
- 3 専門部会長は、各専門部会員より選出する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専門部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

- 第9条 代議員は、本会を構成する集落及び団体から選出するものとし、その選出人数は 別表に定めるとおりとする。
- 2 代議員の任期は、1年とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

- 第11条 総会は、代議員をもって構成する。
- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、本会則に定める事項のほか、第1条の目的を達成するために必要な事項を審議し、議決する。
- 3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 4 通常総会は毎年度1回開催し、臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 本会を構成する集落及び団体の4分の1以上から請求があった場合

- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要事項に関すること。

(総会の議事録)

- 第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数 (表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名捺印し、 事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

- 第13条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
 - (1) 第6条第1項第1号から第3号までに定める役員
 - (2) 上海府地域内の集落区長
 - (3) 上海府地域内の集落公民館長代表
 - (4) 消防団村上方面隊第五分団長
 - (5) 交通安全協会上海府支会長
 - (6)海府ふれあい広場管理運営組合代表
 - (7)上海府地区小学校 P T A 代表
 - (8)食生活改善推進委員代表
 - (9) 学識経験者等会長が委嘱する者
- 3 任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
 - (1) 前項第1号に定める者の任期は、第8条第1項及び第2項の定めるところによる。
 - (2) 前項第2号から第8号までに規定する者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。

- (3) 前項第9号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、委任状を含めた理事会の構成員の過半数の出席により成立するものとする。

(役員会)

- 第14条 役員会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 本会の総括に関する事項
 - (2) 理事会に付議する事項
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、会長、副会長及び専門部会長をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 4 役員会は、必要に応じてプロジェクトチームを設置して、第1項各号の検討をさせる ことができる。

(専門部会)

- 第15条 専門部会は、総会で議決した事項に基づき事業を実施するものとし、次の専門部 会を設置する。
 - (1) 地域活動部会
 - (2) 環境安全部会
- 2 専門部会員は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 副部会長は、専門部会員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、そ の職務を代行する。
- 6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置き、事務及び会計を処理する。

(会計)

- 第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第18条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場

合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準 として収入支出をすることができる。

(監査)

- 第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事 に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項に定める書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して 会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出し、承認を受けなけれ ばならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に 諮り、別に定める。

別表 (第9条関係)

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1 名
交通安全協会上海府支会	1 名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
上海府地区小学校PTA	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名